

諮問庁：独立行政法人日本学術振興会

諮問日：平成27年12月28日（平成27年（独個）諮問第47号）

答申日：平成28年7月13日（平成28年度（独個）答申第3号）

事件名：本人が指導する学生に係る「特定年度採用分特別研究員－DC申請書」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書3の各文書（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し、平成27年8月6日付け学振総第68号により独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、日本学術振興会が保有する法人文書について、法14条2号に定める個人に関する情報に該当するとして一部不開示（黒塗り）にして保有個人情報を開示する旨の決定をした。
- (2) しかしながら、その不開示部分である「特定年度採用分特別研究員－DC申請書」の「2. 現在までの研究状況」、「3. これからの研究計画」や「特定年度採用分日本学術振興会特別研究員申請者に関する評価書」中の「②研究課題」については、異議申立人は、前任の受入研究者であり、その内容については特定個人に対して異議申立人が指導した結果の成果物である部分も含んでおり、完全に特定個人の個人情報といえない部分もあると考えられることから、法14条2号の個人情報として上記の全てを不開示とするのは法の解釈適用を誤る違法がある。
- (3) よって、一部不開示とした原処分は取り消されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 法14条1号において、独立行政法人等は、開示請求があったときは、
①開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものの外、②開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものは、開示する必要はない旨が規定されている。
- 2 処分庁が不開示とした部分には、特定の個人が申請のために記述した未公表の研究計画等、個人の知的創作物に関する情報が含まれており、公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれが高いことから、法14条1号に基づき不開示としたものである。
- 3 したがって、仮に、異議申立人が、当該情報の作成等に間接的に関与していたとしても、法14条1号に基づき不開示とする取扱いに何ら影響を与えるものではないと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成28年1月18日 審議
- ④ 同年6月20日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年7月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、文書1ないし文書3（本件文書）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、原処分で不開示とされた部分のうち、別紙の2に掲げる①ないし③（以下、順に「不開示部分①」ないし「不開示部分③」といい、併せて「本件不開示部分」という。）を開示すべきとして原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、異議申立人が開示を求める本件不開示部分を不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）本件対象保有個人情報について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の内容について改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明

する。

(ア) 「特別研究員」の制度は、優れた若手研究者に、その研究生生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えることにより、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保に資することを目的として、大学院博士課程在学者及び大学院博士課程修了者等で、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を「特別研究員」に採用し、研究奨励金を支給する制度である。

(イ) 文書1ないし文書3（本件対象保有個人情報）は、異議申立人本人が指導する特定学生が特別研究員（DC：大学院博士課程在学者）に採用されるために申請した文書である。

イ 当審査会において本件対象保有個人情報を確認したところ、文書1ないし文書3それぞれに異議申立人本人の氏名が記載されていることが認められる。

(2) 本件不開示部分について

異議申立人が開示を求める不開示部分①ないし不開示部分③は、具体的には以下のとおりである。

ア 不開示部分①及び不開示部分②について

不開示部分①は、文書1の「2. 現在までの研究状況」欄、不開示部分②は、文書1の「3. これからの研究計画」欄の記載であると認められる。

イ 不開示部分③について

(ア) 異議申立人は、当該不開示部分は、文書1中の「特定年度採用分日本学術振興会特別研究員申請者に関する評価書（DC）」（以下「評価書」という。）の「②研究課題」であると主張している。

(イ) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、評価書について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

評価書は、特別研究員－DC申請書の添付資料であり、特別研究員申請者の申請時点における研究指導者（評価者）が各標題に対応する記載を行った上で厳封し、申請者を通じて日本学術振興会へ提出させている。

(ウ) 当審査会において評価書を見分したところ、評価書には「③研究課題」欄があり、原処分において「③研究課題」欄の記載内容は既に開示されているものの、その下部の欄が開示とされていることが認められ、評価書には他に「②研究課題」の記載それ自体が認められないことから、不開示部分③は、「②研究課題」ではなく、「③研究課題」欄の下部の欄であると解される。

(3) 不開示情報該当性について

諮問庁は、理由説明書において、本件不開示部分について、法14条1号に該当する旨説明するが、理由説明書の説明内容からすれば同条2号に該当する旨と解し、検討する。

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件不開示部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 異議申立人の主張は、本件不開示部分に記載されている情報は、異議申立人本人が指導した結果の成果物も含まれており、特定学生の個人情報といえない部分もあると考えられることから、そのような部分は開示すべきであるというものと思われる。

(イ) 不開示部分①及び不開示部分②に記載されている情報は、いずれも特定学生が作成（記載）した自身の現在までの研究状況及びこれからの研究計画であって、開示請求者以外の個人（特定学生）に関する情報である。

異議申立人本人が特定学生の指導を行っていたため、特定学生の氏名については、法14条2号ただし書イ（慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報）に該当すると判断し、原処分において、開示することとしたが、仮に、不開示部分①及び不開示部分②に異議申立人本人が指導した結果の成果物の記載が含まれているとしても、これらは、開示請求者以外の特定学生に関する情報であって、公にした事実や公にする予定がないことから、開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当せず、不開示としたことは妥当であると考えます。

(ウ) 不開示部分③に記載されている情報は、異議申立人本人が作成（記載）した特定学生に対する評価である。

不開示部分③は、異議申立人本人が作成した評価書の記載の一部ではあるものの、特定学生の評価が記載されていることから、異議申立人以外の特定学生に関する情報であって、公にした事実や公にする予定がないことから、不開示としたことは妥当であると考えます。

イ 不開示部分①及び不開示部分②について

当該不開示部分は、特定学生の現在までの研究状況及びこれからの研究計画であり、いずれも、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。

また、異議申立人が知り得るものとはいえない情報であると認められるため、開示請求者が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められず、法14条2号ただし

書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、特定学生の氏名は原処分において開示されていることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、不開示部分①及び不開示部分②は、法14条2号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 不開示部分③について

評価書の作成者は異議申立人本人であると認められることから、当該不開示部分は、異議申立人にとっては既知の情報（開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報）といえ、法14条2号ただし書イに該当し、同号に規定する不開示情報には該当しない。

したがって、不開示部分③は法14条2号に該当せず、開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3に掲げる部分は同号に該当しないと認められるので、開示すべきであるが、その余の部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

- 1 本件対象保有個人情報記録された文書
本人が指導する特別研究員に申請された特定個人に係る
文書1 特定年度採用分特別研究員－DC申請書
文書2 特定年度科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）（特別研究員）研究計画調書
文書3 採用時特別研究員受入研究者変更届

- 2 異議申立人が開示を求める部分
 - ① 文書1の「2. 現在までの研究状況」
 - ② 文書1の「3. これからの研究計画」
 - ③ 文書1中の「特定年度採用分日本学術振興会特別研究員申請者に関する評価書（DC）」の「②研究課題」

- 3 開示すべき部分
文書1中の「特定年度採用分日本学術振興会特別研究員申請者に関する評価書（DC）」の「③研究課題」欄の下部の欄